1. 自治会(町内会)の運営

(1) 自治会(町内会)とは

自治会(町内会)は、一定の区域内に住所を有する人たちのつながり(地縁)に基づいて形成された任意の団体です。 良好な地域社会を維持・形成するため、住民相互の連絡や生活環境の整備、あるいは集会施設の維持管理等、地域的かつ公益的な共同活動を行っています。

防災や防犯、環境美化等、地域には個人や家庭だけでは解決が困難な、たくさんの課題があります。これらの課題に対して、地域全体の力を合わせた様々な活動を通じて、解決を図ることができるのが自治会(町内会)です。



「自治会(町内会)の主な活動」

● 住民主体の地域づくり

地域における現在や将来の課題について、地域住民が自分たちで考え、さまざまな活動に 取り組んでいます。

● 住民間の交流の促進

地区レクリエーション大会、夏まつり等、誰でも気軽に参加できる行事を行い、いざという時に役に立つ地域の方々との交流や親睦を図っています。

● 自主防災・互助活動

いつ来るか分からない災害(地震、火事、水害)や、不幸に見舞われた時のお互いの助け合いといった、共助における中心的な役割を担っています。

● 環境美化活動

日常的に排出されるごみの収集場所の設置や掃除を行うとともに、資源再生物の分別にも協力しています。

● 安全・安心な地域づくり

防犯パトロールや子どもや高齢者の見守り声かけなどを通じて、誰もが安心して生活できる地域づくりに尽力しています。

● 社会福祉活動への協力

赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の募金活動の協力を行っています。この募金は、 社会福祉事業を支える資金として有効に活用されます。

● 行政とのパイプ役

市役所を初めとした各種行政組織に対する意見・要望なども、地域課題を把握している自治会(町内会)が実施しています。

(2) 自治会(町内会)長の役割

自治会(町内会)長は、子供や高齢者を含む地域の様々な住民で構成される組織の代表者であり、全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員と協議しながら会の基本的な方向を示し、活動をリードしていく必要があるほか、対外的な交渉や会の意志を行政に伝える役割等もあります。地域自治の中心を担う大変な仕事ではありますが、その分大きなやりがいもある大切な役職です。



「自治会(町内会)長の心得」

● その1 幅広い住民参加のための工夫を

自治会(町内会)活動は、会員の総意が反映されなくてはならないため、前例踏襲ではなく会員のニーズや関心をつかみ、創意工夫に努めましょう。

● その2 相手の立場や考え方を尊重すべし

自治会(町内会)活動を進めるうえでは、何よりも民主性が要求されます。会員の立場や考え方を尊重し、話し合い、活動を進めることが大切です。優位な立場や権限を利用したハラスメント等は絶対にしないようにしましょう。

- その3 得意分野を活かした役割分担を
 - 自分一人で抱え込まず、それぞれの得意分野を活かして仕事を分担することが大切です。
- その4 プライバシーの配慮を

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えますが、同時に守秘する義務もあります。

● その5 情報の共有を

様々な会議や研修会等で収集した情報を、持ち帰って役員や会員に共有することも重要な役割です。

● その6 女性の意思決定の場への参画を

地域活動に参加する女性は多いのですが、意思決定の場への参画は少ないのが現状です。 より多くの女性が指導・運営の場に参画できるよう、環境を整えることも必要です。

● その7 後継者の育成を

継続的に自治会を運営していくため、若い世代の方に参画してもらうなど、後継者の育成に務めることも大切な役割の1つです。

● その8 地域各種団体と情報共有を

自治会だけでは解決できない課題も、地域内の各種団体と協力することで、解決へとつながることもあります。日頃から他の団体の代表者と情報共有することが大切です。

● その9 引き継ぎはしっかりと

会長の仕事をマニュアル化しておけば、引き受ける方の安心 につながります。任期中に気づいた課題等を書き足すことで、 会長が代わっても引き継がれ、会の運営がより良くなります。



(3) 自治会(町内会)の会議について

自治会(町内会)の運営は、特定の人の意思だけで行われてはいけません。個々の会員の意見を集約・反映させながら事業を進めるうえでは、目的や役割を考慮した適切な話し合いの場を設けることが大切です。下記の例以外にも、さまざまな会議が考えられますが、会議に要する時間や会議の回数が増えると、どうしても負担感も増大しますし、仕事をされている方の参加も難しくなるため、会議そのものが自治会(町内会)活動の目的とならないように、注意が必要です。地域の実情に合わせ、必要な会議を、必要なタイミングで開催することを意識しましょう。

「自治会活動における各種会議の例」

● 総会

予算、事業計画、決算、事業報告、役員の選出、会則(規約)の制定や改廃等を決定する ため、会員全員に参加を呼び掛けて行う会議です。一般的に年一回開催される定期総会と、 必要に応じて開催される臨時総会があります。

● 役員会

定期的に役員だけで行う実務的な打ち合わせです。

● 専門部会議

防犯、防災や環境等の専門的な事業を取り組むために行う打合せです。

● 組(班)長会

組(班)の代表が集まって行う打合せです。

● 書面やオンラインの活用

新型コロナウィルスの影響により多数の方が集まることが難しい場合には、会議を分散して開催したり、人数を絞って開催する方法や会則等の中で定めがあれば、「書面評決」という方法もあります。(市のホームページ等で様式のダウンロードが可能です。)

それ以外にも、ネット環境が整っていれば、Zoom などを活用し、オンラインで総会や役員会を開催することも検討してみましょう。

事例紹介.1

日向岡自治会 「オンライン会議利用による自治会定例会の開催」

日向岡自治会では、月一回実施している定例会において、3密を回避するため、オンライン会議システムを活用した会議環境を整備し、感染リスクの低減を図り会議を開催しています。自治会館の1階と2階フロアと参加者宅をオンラインで繋ぐ他、会議自体も2回に分けることで、通常時と比較して参加者が密集しにくいように配慮し、より安心して参加出来る会議の開催が可能となりました。





自治会運営コラム

1. 震災時に活躍した自治会(町内会)

阪神淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出された人の約8割が家族や自治会(町内会)を中心とする近隣住民によって救われたそうです。建物倒壊と同時に発生した火災の消火にも、地域住民が消火用水をバケッリレーで対応し、多くの方が救出されました。

また、東日本大震災においても、自治会(町内会)の役員の皆さんが避難 誘導を行い、避難所での避難者名簿の作成や、必要物資の聞き取り調査を行 い、災害対策本部に情報提供をしたことや高齢者の安否確認を行ったことな どが賞賛されています。

さらに、救援物資が到着するまでの間の自治会(町内会)による炊き出しは、救助活動として大変有効だったそうです。

震災を契機に、地域の「絆」がいかに重要であるかということが再認識され、日頃からの住民同士の関係づくりや、そのきっかけとなる地域活動が注目されるようになりましたが、時間の経過とともに、自治会(町内会)に対する意識も希薄化しているのも事実です。

東日本大震災から10年が経過しましたが、 今度はコロナ禍という危機に直面しています。 コロナ禍という未曽有の国難を乗り切るために も、もう一度「地域の絆」を深めることが必要 ではないでしょうか。

(4) 自治会(町内会)の規約(会則)について

自治会(町内会)にとって、規約(会則)とは組織運営及び活動の基本となる取り決めであり、必要不可欠なものです。会員の総意が得られ、地域の実情に合った規約(会則)を整備しておくことが大切です。規約(会則)として明文化しておくことで、新規加入者への説明や新役員への引継ぎをスムーズに行うことが出来るほか、所属する会員も明確な「決まりごと」があることで安心して活動できます。

昨今のコロナ禍では、通常どおりの総会ができず、致し方無く書面での開催を行った自治会(町内会)も多かったかと思います。今後、同じような事態が起こる可能性もありますので、この機会に改めて書面評決の条文を定めておくと良いかもしれません。

また、会としてのルール以外にも、自治会館等の集会所を保有している自治会(町内会)では、集会所の運営規約を別途定めておく必要があります。集会所は自治会員の共有の財産であり、地域のコミュニティづくりに欠かせない場所であるため、使用の許認可や遵守事項等の細かいルールをここに表記しておきましょう。一般的な規約(会則)の様式は、市のホームページまたはちいき情報局からダウンロードが可能なため、こちらをご確認ください。



(5) 自治会(町内会)の会計(予算、決算)について

予算は、自治会(町内会)の年間の収入及び支出の計画を示すものです。一方、決算は、 年間の収入及び支出を計算し、損益を算出するものです。

総会の際の会計資料は、会員への情報開示・説明責任の資料でもあるため、会員が納める会費がどのように使われているかについてその透明性や明確化が図られ、ひいては自治会(町内会)の運営を考える資料にもなります。そのため、帳簿や領収書等の整理はしっかり行うとともに会員や第三者にもわかりやすく作らなければなりません。一般的な予算書・決算書の様式は、市のホームページまたはちいき情報局からダウンロードできます。

一般会計と特別会計

自治会(町内会)の会計区分には「一般会計」と「特別会計」があります。 「これは特別会計にすべき」というものが決まっているわけではなく、最終的 に一般会計の中で処理するか、特別会計にするかは、各自治会(町内会)の方 針次第になりますが、災害や集会所等の建設の積み立てなど他の使途に用いら れないようにする場合や、お祭り等のイベントで、決算書を独立させたい場合 などに特別会計を計上している自治会(町内会)が多いようです。

(6) 自治会(町内会)の事業について

自治会(町内会)は、規約(会則)で規定されている目的に沿った事業を行っています。 一般的に、親睦や交流、防災訓練や清掃活動などの事業に取り組んでいますが、人手もお金 も限られているほか、新型コロナウィルスへの感染防止の観点から、無理のない範囲で行う ことが大切です。

役員の担い手不足や負担増、加入世帯の減少等の課題もあるため、皆さんで話し合い、地域の実情に合ったやり方や若い方の意見を取り入れたやり方、新しい生活様式に沿ったやり方に思い切って見直すことも必要です。

自治会(町内会)で実施した事業や実施予定の事業については、総会で会員に諮る必要があります。総会時の事業報告は、事業をいつ、どのように実施したのか、計画どおり実施したか等の結果をまとめるもので、決算とともに報告します。また、事業計画は、「どんな活動を」「いつ」「どこで」「どうやって」行うのかを示すもので、予算とともに報告します。

総会での報告は計画的な運営のためだけでなく、活動の目的や内容を会員全員が理解し共有するためにも重要です。

なお、一般的な事業計画書・事業報告書の様式は、市のホームページまたはちいき情報局からダウンロードできます。

事例紹介.2

秀和平塚レジデンス自治会 「芋煮会で再開!~居住者同士のコミュニケーションを促進~」

田村地区の秀和平塚レジデンス自治会では、コロナ禍により夏祭り等の事業の中止が相次ぎ、会員同士のコミュニケーションが取れないことが、大きな課題となっていました。

そんな中、会員の塞ぎ込んだ気持ちを少しでも晴らすべく、会員が家庭菜園で育てた里芋を使った芋煮会を開催しました。市の地域活動再開円滑化交付金を活用して必要な資機材と感染対策備品を整備して開催された芋煮会には、マンションに居住する半数以上の世帯の方が参加され、会場は久々の再会を喜ぶ会員の笑顔に包まれたそうです。





(7)加入促進について

地域活性化のために、加入促進の取り組みは大変重要です。自治会への加入率が上がることで、防犯、防災、子育て、高齢者支援、環境美化などの取組みが活発になるほか、役員の担い手不足や負担増などの課題解消にも繋がります。

平塚市においても、10区画以上の宅地開発や集合住宅について、開発業者と自治会加入に関する事前協議を行っているほか、転入者に対して市民課の窓口で自治会加入チラシを配布する等していますが、価値観の多様化・ライフスタイルの変化等により、自治会(町内会)に加入しない世帯や退会する世帯が増えていることが問題となっています。

任意団体である自治会(町内会)は加入を強制することはできませんが、自治会の役員等が中心となって声かけを行い、自治会の目的や事業、加入のメリットを PR することは、「身近な繋がりを大切にする自治会」を理解してもらうための大切なメッセージとなります。

「加入促進のポイント」

● 自治会(町内会)意義やメリットを伝える

自治会(町内会)未加入の方の中には、自治会(町内会)の取り組みを理解されていない方やマイナスイメージを持っている方もいます。「加入して当然」という姿勢で、ただ加入を呼び掛けるのではなく、自治会(町内会)の役割や活動、メリットを知ってもらい、その存在意義を理解してもらうことが重要です。

● 地域とのつながりを大切に

日ごろの声かけやあいさつだけでも、住民同士の距離は近づきます。ちょっとしたことが加入へのきっかけとなることもあります。防災・防犯の観点からも、普段から地域とのつながりを持つことは大切です。

● イベント等で啓発を

公民館まつりで自治会活動を紹介する展示の実施や、夏祭りや盆踊り等でチラシや啓発 グッズを配布することで自治会をアピールすることができます。また、子ども会や PTA 等の行事に協力することで、子育て世代の方への働きかけもできます。

● 役回りや当番の工夫を

未加入の方、退会される方の中には、組長などの役回りやゴミ当番などに負担を感じている方も多いようです。平等にすべきであるという考えもありますが、どうしてもできないという止むを得ない事情があることも考えられます。輪番制にしている場合は、例えば介護する家族のいる世帯、高齢者のみの世帯などについては、免除するなどの配慮も必要ではないでしょうか。





自治会運営コラム

11. 地域は人材の宝庫



地域の中には様々な特技や職業経験を持ちながら、活動に踏み出すことができず、地域に埋もれたままになっている人材が多く存在します。また、コロナ禍により在宅ワークが増えたことで、地域コミュニティで過ごす時間が増えた現役世代の方も増えているといいます。

自治会(町内会)活動において、次世代を担う人材の発掘や育成が喫緊の課題となっていますが、そうした方々に声をかけ、その得意分野を自治会(町内会)活動に活かしてもらえれば、地域がますます活性化されます。

例えば、会報やちいき情報局での広報には、紙面のデザインやパソコンのスキルが必要ですが、そうしたスキルを持った方々を公募し、協力をお願いするのも一つの手です。

崇善地区では、ちいき情報局の開局に際し、地域に住むパソコンのスキルを持つメンバー募集して運営をスタートさせたのですが、今ではそのメンバーが中心になって WEB 会議研修や、高齢者向けのパソコン講座を毎月行う等、持っている力を存分に活かして活動をされています。

これまで自治会(町内会)活動に関わりのなかった セカンドライフ世代の方や若い世代の方に、いきなり 役員等をお願いするのはハードルが高いですが、特技 を活かして無理のない範囲で手伝ってもらえるような 工夫をすることで、これまで地域に縁がなかった方が、 地域デビューするきっかけにもなるかもしれません。

(8) 広報について

自治会(町内会)への加入世帯が減少傾向にある理由のひとつに、どのような活動をしているのかが分からないということがあります。こういった問題を解消するためにも、自治会(町内会)の情報をきちんと知らせ、活動内容を PR することは大変重要です。これまで自治会(町内会)活動に無関心だった方にも興味を持ってもらうきっかけにしてもらえるように、下記の例を参考にして広報活動を推進しましょう。

● 自治会だより(広報紙)の発行

写真などを掲載することで会員に情報をわかりやすく丁寧に伝えることができます。各戸 配布すれば各自で保存することができます。

● 文書の回覧

広報紙より安価で手軽に情報発信ができるため、一般的に活用されている広報の手段です。 ただし、回覧が終わるまでに時間がかかる点、コロナの感染拡大の観点から敬遠される方が いる点等のデメリットもあります。

● ちいき情報局の活用

写真や動画等を含めた多くの情報を、リアルタイムに発信することが可能なほか、会員以外の方に対しても、自分たちの活動を手軽に PR することができます。ただし、インターネットが苦手な方には情報が伝わりにくいというデメリットもあります。

● 公民館まつり等での活動報告

公民館まつりで1年間の活動報告の展示をしている自治会もあります。また、夏祭りや盆 踊りの会場で広報活動を行う自治会もあります。

● 他団体との連携により周知

子ども会やPTA等の行事に協力することで、子育て世代の未加入の方に自治会(町内会)の活動を知ってもらうことができます。

事例紹介.3

花水地区「子ども標語のぼり旗による地域の活性化と若者の参加促進」

花水地区では、市の地域課題解決推進事業交付金を活用し、地域の子ども達が考えた「地域を元気にする」標語とイラストが入った、のぼり旗

の作成をしました。

標語やイラストを小・中学生から募集することで、 子ども達に自治会活動や地域行事に興味を持ってもら うとともに、のぼり旗を地域行事の際に掲出すること により、これまで地域活動に参加していなかった子育 て世代の方たちに対して、地域行事に目を向け、参加 してもらうきっかけづくりにもなったそうです。





●錦町町内会通信

錦町通信は町内会役員が主体となって取材から校正まで行っています。新型コロナウィルス感染が拡大する昨今は、記事の編集にも大変苦労されているそうですが、一度も休刊をせずに毎月発行を継続されています。

平塚市や地域の情報を、『誰にでもわかりやすく伝える』ことを取り組みの目標とされており、今では地域の方から「この通信があれば日常生活に困らない。」と大変喜ばれています。

●八幡自治会だより

八幡地区では、連合会の広報担当 者が記事を作っており、自治会長が 集まる会合にて掲載内容の承認を 得た上で、毎月発行されています。

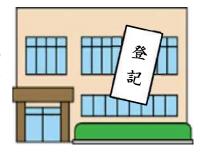
担当者が直接取材を行う各種行事関係記事の他、住民からの掲載依頼にも対応する等、地域に寄り添った紙面となるように工夫をされています。

また、定期的に地域の郷土史や雑学等を特集記事として掲載しているおり、読者を飽きさせないための配慮がなされています。



(9) 自治会(町内会)の法人化

これまで自治会・町内会は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、集会所(自治会館)等の財産を持っていても、当該団体の名義での不動産登記が出来ませんでした。



そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の 共有名義としなければならなかったことにより、相続や名義変更 の際に問題が生じることがありました。

このような問題を解消するために平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、市町村の認可により法人格が得られ、当該団体名義での不動産登記等ができるようになりました。 ちなみに一般財団法人自治総合センターが、宝くじの事業収入を財源に、自治会館の新築や大規模改修に関する費用を助成する「コミュニティセンター助成事業」の助成を受ける場合にも法人化が必須となるため、制度の活用を検討する際は注意が必要です。

【対象となる団体】

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会(町内会)が対象です。

【法人化の要件】

- ① 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に 資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、相当の期間に わたって存続している区域の現況によること。
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者(原則として過半数)が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。
- ※「法人化」を検討される自治会(町内会)は、平塚市役所の協働推進課(<u :21-9618) へ事前に相談してください。

認可地縁団体の書面総会

認可地縁団体の場合は、地方自治法第260条の18第1項の規定により、 すべての各構成員(会員)の表決権は平等とすることが定められているため、基本的には世帯1票ではなく、会員(個人)1票となります。ただし

ご自身の自治会規約で議案によっては表決権を世帯 1 票などとすることを定めている場合は、例外が認められます(地方自治法第 260 条の 18 第 3 項)。書面表決書の様式や集計方法などにくれぐれもご注意ください。



Ⅲ. ハラスメントの根絶へ、偏見のない自治会(町内会)活動を

ハラスメントは職場や教育現場、家庭だけではなく、自治会(町内会)内においても起こりうる問題です。日頃から個人個人が自分の発言や行動で、自治会(町内会)活動の環境を悪化させることのないよう注意するとともに、職務上の立場は違っても、お互いに相手の人格を尊重し相手の立場を考えた行動をとることが必要です。

会員間だけでなく、未加入者や脱会者に対しての嫌がらせ等も、自由意思に対する不当な干渉として、人格権侵害や不法行為となります。敗訴となった事例もありますので、強引な勧誘や脱会に関しては慎重な対応が必要です。

お互いを尊重し合い、風通しが良く意思疎通のある地域ではハラスメントは起きません。ハラスメントは当事者間の問題ではなく、きちんと自治会(町内会)内で共有し、解決を図ることを心がけ、地域全体でより良い地域づくりを進めましょう。

また、コロナ禍において、地域内で 感染者や濃厚接触者及びその家族等を 特定したり、それに繋がるような画像 の配信やチラシの配布、感染者情報の 共有などについても重大な人権侵害に あたりますので絶対に行わないように しましょう。



(10) 新型コロナウィルスと自治会活動

新型コロナウィルスの影響により、多くの自治会(町内会)活動が中止・縮小を余儀なくされています。今後の自治会活動については、新しい生活様式を取り入れながら、新型コロナウィルス感染予防と自治会(町内会)活動の実施の両立を図っていく必要があります。 自治会(町内会)活動を進めていく上でのポイントは次のとおりです。

● 会議についてのポイント

- Zoom 等オンラインを活用する。(6ページ参照)
- 書面による会議を採用する。
- ・どうしても集まる必要がある場合は、互いに十分な距離を保ち、換気を行うなどの基本的な感染予防のほか、人数を絞った形での開催を検討する。資料を事前に配付するなど、当日の開催時間の短縮を心がける。その他、消毒液の設置や体調不良者は参加を自粛していただく旨のご案内を会場入口に掲示する。

● 回覧についてのポイント

- 紙での回覧をやめて、ちいき情報局を活用する。
- •回覧板を使う場合は、手渡しではなく、郵便受けに入れる。
- ・回覧板を受け取った後は、手洗い・消毒などの感染対策をする。
- ・感染対策のチラシを回覧物の上面に挟むなどして会員に対して 注意喚起をする。

● 会費や募金の徴収についてのポイント

- 銀行振込やキャッシュレス決済等を活用する。
- 直接会費の集金を行う場合は、実施時期の延期を検討する他、数回に分けていたものを年 1回にまとめる。
- 訪問時はマスクを着用し、手短に済ませる。訪問前および訪問後は手洗いを徹底する。

● イベント開催についてのポイント

- ・密になったり、大声を出したりするなどの感染のリスクが高いプログラムがある場合は、 内容変更等を検討する。
- 事前申し込み制とし、時間帯を分けて入場制限を行う。来場者の受付をし必ず連絡先を把握する。受付の際は足元に停止位置の表示をしたり、列を整理する人を配置するなど密にならないようにする。
- ・神奈川県が推奨する「コロナウィルス感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。
- 必要に応じて、アクリル板やフェイスシールドを活用し、飛沫を防ぐ。マイクなどは、毎回消毒する。
- リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、慎重な対応をする。





自治会運営コラム

Ⅳ. 自治会(町内会)費もキャッシュレスの時代に

沖縄県南城市の津波古自治会では 2019 年 4 月から、全国で初めて自治会費の決済にスマートフォン決済サービス「ペイペイ」と「LINE ペイ」を導入しました。自治会だより等に掲載した二次元コードをスマートフォンで読み込み、金額を入力すれば自宅にいながら自治会費を支払うことができるというものです。また、同年 7 月からは、こちらも全国で初めて T ポイントサービスを導入し、自宅などで T カードを使って自治会費を支払うと、 T ポイントが 200 円につき 1 ポイント貯まり、貯まったポイントは提携先で利用できるそうです。

平塚市でも、平塚ガーデンホームズ自治会が、試行的に令和2年度の 自治会費を「ペイペイ」でも支払えるようにしたそうです。当時の自治 会長さんにお話しをお伺いしたところ、「コロナ禍で接触を避ける必要性 を感じて導入したところ、接触を避けられる点と合わせて、時間を選ば ずに支払いが出来る点等が利用した会員から好評だった。」とのこと。

「キャッシュレスにはまだまだ抵抗がある。」、

「住民間の絆を絶やさぬよう従来通り役員が ー軒一軒訪問して集金することこそ大事だ。」 という意見もありますが、キャッシュレス 決済は、新型コロナウィルスの感染拡大防 止や役員の負担軽減にもつながりますので、 是非一度検討してみてはいかがでしょうか。

